

様式第五

外地帰還者精算調書

(留守業務担任世話員名)

一五八

氏名	本籍地	帰郷地	生年月日	従前の職業	引揚証明書発行年月日	番号	年月日	年月日	精算年月日

備考 氏名はイ、ロ、ハ順に記載するものとする。

死亡判明者に対する留守宅渡の取扱について

(昭和二十六年六月二十一日復第二号、發給第三九七号)
各都道府県知事宛引揚援護局復員局長、同援護局長通達)

標記について死亡と認定せられたならば未復員者については死亡告知書が発行せられ、特別未帰還者については外務省において審査決定せられた死亡現認書又は死亡証明書が送付されることにより、留守宅渡の停止の処置を講ずることとなつてゐるところ、都道府県において右の告知書又は現認書(証明書)により本人の死亡の事実を知つた月分の留守宅渡の取扱について必ずしも一定してゐない憾があるが、この取扱の根本は法の立前が死亡の事実の発生した月の給与は支給するが、死亡の事実の判明した日までに既に支給された俸給又は扶養手当は返還させないというに留まるのであつて、死亡と判明した日において未払となつてゐる俸給又は扶養手当は当然支払うべきものではないから

取り扱いに誤のないよう注意せられたく念のため通知する。

扶養親族の認定について

(昭和二十六年七月二日復第四号、援護第四二五号、
各都道府県知事宛引揚協働庁復員局長、同援護局長通達)

未復員者及び特別未帰還者(以下単に未復員者という。)にかかわる扶養親族の認定は、未復員者給与法施行規則及び特別未帰還者給与法施行規則(以下一括して単に規則という。)第二条の規定並びに未復員者給与処理規程その他の関係通知の示す所により取り扱われているのであるが、右の具体的な取扱については、各都道府県において必ずしも一定していない憾がある。

このように扶養親族認定の取扱に齊一を欠く所以は、主として規則第二条の規定の解釈に由来していることと思われるので、ここに改めて同規定の解釈を左記の通り定め、自今各都道府県におけるこれが統一ある取扱に遺憾のないように致したい。

追つて従来の取扱が本通知の示す所とその見解を異にしていたため、本通知による取扱によれば扶養親族と認定し得るにも拘らず未だ認定していなかつたものについては、すべて新規の届出者として取り扱われるよう申し添える。

記

一、規則第二条の「その未復員者と生計を一にし、且つ、主としてその収入によつて生計を維持していたと認められるもの」の解釈とその適用について。

「維持していた」という過去形の表現は、認定の際その未復員者が内地にいない実情から立法の技術上やむを得